

4.相談援助実習<福祉臨床学科で社会福祉士国家試験受験資格取得希望者・2010年度から開講> (旧科目名「社会福祉援助技術現場実習」<2008年度以前入学生>)

社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする方は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定するところにより「相談援助実習」(旧科目名「社会福祉援助技術現場実習」)の単位の修得が必要となります。本学では、実務の経験等による振替措置は一切ありません。

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、本学福祉臨床学科ではカリキュラム改正を行いました。2009年度以降(2009年4月以降)は、改正後の新しい科目(一部配当年次変更科目あり)での開講・受講となります。2008年度以前入学生で、これから受講する場合は、注意してください。

2008年度以前入学生の実習科目および実習指導科目に関する読替については、次のとおりです。

新科目名	単位数		配当年次	旧科目名	単位数		配当年次
	履修 テキスト	履修 スライド			履修 テキスト	履修 スライド	
相談援助実習指導Ⅱ	-	3	3	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ	-	1	2
				社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ	-	2	3
相談援助実習	4	-	3	社会福祉援助技術現場実習	4	-	3

旧科目名：「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」及び「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」



新科目名：「相談援助実習指導Ⅱ」

旧科目「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」及び「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」は、新科目「相談援助実習指導Ⅱ」の単位修得をもって読替ます。

なお、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」は2年次配当科目でしたが、3年次配当科目に変更し、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」と合わせた新科目「相談援助実習指導Ⅱ」を実習実施学年に受講する必要があります。また、**実習実施予定前学年には、「相談援助実習ガイダンス」(詳細は、「親和通信」で連絡。)に、必ず出席してください。**

すでに「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」の単位を修得している場合は、「相談援助実習指導Ⅱ」の受講について、一部免除します。

(1) 単位及び時間数

科目名	単位数	実習時間数
相談援助実習	4	180時間以上かつ24日間以上

※妊娠している方は、母子の健康を考慮し、相談援助実習の受講は認めておりません。

(2) 実習のねらいと内容(厚生労働省社援発第0328003号「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」より抜粋)

【ねらい】

- ① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。
- ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

【内容】

- ① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。
- ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。
 - (ア) 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
 - (イ) 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
 - (ウ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成
 - (エ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価
 - (オ) 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際
 - (カ) 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
 - (キ) 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
 - (ク) 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

(3) 実習施設

実習は、次表の指定施設で行わなければなりません。指定施設以外で実習を行っても単位認定できませんので、国家試験受験資格は得られません。

入学年度により、実習先選定方法が異なりますので注意してください。

このたびの法令改正に伴い、**2009年度以降入学生**は、本学通信教育部からの実習受入を事前にご承諾いただいている実習施設等で実習することが原則となりました。ただし、実習先遠方等諸事情がある場合は、次表の指定施設であり、かつ、実習指導者の要件を満たした者（※基準別記参照）を配置している施設等であれば、手続き（※詳細は別途連絡）をすることで実習を行うことが可能となります。

いずれの場合も実習希望施設へは、各自で訪問し実習の受け入れをお願いして、本学が指定している実習期間内で実習日程を調整しなければなりません。

2008年度以前入学生は、次表の指定施設を各自で訪問し、実習の受け入れをお願いして確保したうえで本学が指定している実習期間内で実習日程を調整しなければなりません。（自己開拓が原則。）

なお、勤務先または勤務先同一法人（いずれも次表指定施設）での実習は、実習効果が低いと思われるため、原則として認めていません。ただし、やむを得ず勤務先または勤務先同一法人で実習する場合は、実習指導教員の指導を受けたうえ、勤務を離れる必要があります。（勤務を離れていることの証明が必要。）※2009年度以降入学生が、勤務先または勤務先同一法人で実習を行う場合は、実習指導者の要件を満たした者が配置されていなければならないことは同様です。

また、公的機関での実習を希望する場合、各都道府県職員採用試験年齢制限との兼ね合いから、受験資格年齢を過ぎていらっしゃる方の公的機関での実習受け入れが大変困難になっています。こうした状況をご理解のうえ、実習先確保については各自の責任において広い分野での開拓が必要となります。

相談援助実習 実習施設 (昭和62年厚生省告示第203号 最終改正平成20年厚生労働省告示第513号)

社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則第5条第1号ヲ及び第7条第1項第11号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定める。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年/文部科学省/厚生労働省/令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年/文部科学省/厚生労働省/令第3号)第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び指定医療機関
- 2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
- 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
- 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
- 6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 7 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
- 9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
- 11 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子福祉センター
- 12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設
- 13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業並びに介護予防支援事業
- 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター
- 16 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに相談支援事業
- 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- 18 前各号に準ずる施設又は事業

附則

この告示の適用の日から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この告示による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業第1項第16号及び第2項第6号中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「、地域活動支援センター、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設」とする。

実習指導者に関する基準(2009年4月施行)

実習指導者(実習施設)については、次の要件をいずれも満たしていなければなりません。

- ① 社会福祉士として3年以上の実務経験を有していること。
- ② 社会福祉士実習指導者講習会を修了していること。

(4) 日数・実施方法

実務で180時間以上かつ24日間以上が必要です。1日における実務実習時間は、原則として8時間ですが、実習施設の勤務体制に準じます。

また、実施方法は次のいずれかによります。

- 1) まとめて実施する。(1施設で180時間以上かつ24日間以上の実習を行う。)

実習期間は、実習開始から終了までが56日間以内とします。

- 2) 2回にわけて実施する。施設は、同一でも異なる施設でもよい。なお、1施設での実習時間を120時間以上かつ16日間以上38日間以内、もう1施設での実習時間を60時間以上かつ8日間以上18日間以内で行うこととします。

※上記2)については、2009年度以降入学生の必要条件です。2008年度以前入学生は、90時間以上かつ12日間以上の実習を2回行ってかまいません。(分割して実習する場合、1施設では28日間以内。)

(5) 実習時期と単位認定日

入学時期	実習時期	単位認定日
4月	6月～12月（除く8月中旬～9月中旬）	3月（指定日）
10月	1月～6月	9月（指定日）

(6) 実習委託料（実費）、実習指導及び実習指導に係る交通費（実費）

相談援助実習（旧科目名「社会福祉援助技術現場実習」）の際には、下表のとおり費用が必要となります。

入学年度	実習委託料 （現場実習委託に係る費用）	実習指導に係る交通費（実費）
2007年度以前	不 要	不 要
2008年度（4月入学・10月入学）	必要（実費：50,000円程度）	
2009年度以降（4月入学・10月入学）		必 要 ※詳細下記参照

2009年度以降入学生の実習指導については、実習期間中少なくとも週1回以上行う必要があります。本学では、実習担当教員による実習指導は、原則として次のとおりとなります。

- ①1回目は、実習先に実習担当教員が訪問しての巡回指導（実習先で受講）＜交通費大学負担＞
※本人の都合により2施設で実習を行う場合は、1施設目での1回目の巡回指導に限り交通費大学負担。
- ②2回目以降（2回目～4回目＜実習期間によっては、5回以上必要の場合がある＞）は、実習担当教員による指導を大学で受講（帰校日を指定）＜交通費学生負担＞

なお、実習先遠方等のため、2回目以降の実習指導を大学で受講できない場合、かつ本学が認めた場合に限り、実習担当教員が実習先を訪問して実習指導を行うことがあります。この場合の実習担当教員の巡回指導に係る交通費※は、学生負担となります。

※往復分：学校法人親和学園旅費規程に定める交通費（利用公共交通機関の運賃）

(7) 受講資格

「相談援助実習」、（旧科目名「社会福祉援助技術現場実習」）の受講にあたっては、次の受講資格を充足することが必要です。※入学年度によって異なります。入学年度の実習資格を充足する必要があります。

なお、実習受講資格判定を受けるためには、科目修了試験受験、レポート提出、スクーリング受講について、それぞれ最終期限がありますので充分注意してください。（詳細は「親和通信」でお知らせします。）

2008年度以前入学生

相談援助実習（旧科目名「社会福祉援助技術現場実習」）を受講するためには、次の(a)(b)(c)の全てを満たしていること。

- (a) 実習実施予定前学年末までに「社会福祉概論」「児童福祉論」「障害者福祉論」「老人福祉論」「社会福祉援助技術論Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅱ」「相談援助演習Ⅱ」（旧科目名「社会福祉援助技術演習」）を修得済みであること。
また、「相談援助実習指導Ⅱ」（旧科目名「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」及び「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」の2科目にあたる。）を実習実施学年に受講すること。
- (b) 社会福祉専門職に就く意志が強固であること。
- (c) 健康かつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げる恐れがないこと。

[特記事項]

改正前カリキュラムでは、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」（スクーリング履修科目）は、2年次配当科目（実習実施予定前学年受講）でしたが、新カリキュラムでの「相談援助実習指導Ⅱ」（スクーリング履修科目）は、3年次配当科目（実習実施学年受講）に変更しました。<※「相談援助実習指導Ⅰ」（テキスト履修科目）は、2009年度以降入学生科目>

つきましては、2008年度以前入学生で「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」未受講、または「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ（事前指導）」未受講の場合は、「相談援助実習指導Ⅱ」を実習実施学年に受講してください。詳細は、「親和通信」等でお知らせします。

なお、**実習実施予定前学年には、「相談援助実習ガイダンス」（詳細は、「親和通信」で連絡。）を実施しますので、実習希望届を提出した方は、必ず出席してください。出席しない場合は、実習の受講ができませんのでご注意ください。**

また、カリキュラム改正前の「社会福祉援助技術演習」（スクーリング履修科目）は、「相談援助演習Ⅱ」（スクーリング履修科目）に変更しました。<※「相談援助演習Ⅰ」（テキスト履修科目）は、2009年度以降入学生のみ修得が必要な科目>

2009年度入学生

相談援助実習を受講するためには、次の(a)(b)(c)の全てを満たしていること。

(a) 実習実施予定前学年末までに「社会福祉概論」「児童福祉論」「障害者福祉論」「老人福祉論」「社会福祉援助技術論Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅱ」「相談援助演習Ⅰ」「相談援助演習Ⅱ」を修得済みであること。

また、「相談援助実習指導Ⅰ」及び「相談援助実習指導Ⅱ」を実習実施学年に受講すること。

(b) 社会福祉専門職に就く意志が強固であること。

(c) 健康かつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げる恐れがないこと。

2010年度以降入学生

相談援助実習を受講するためには、次の(a)(b)(c)(d)の全てを満たしていること。

(a) 実習実施予定前学年末までに「相談援助演習Ⅰ」及び「相談援助演習Ⅱ」を修得済みであること。

(b) 実習実施予定前学年末までに「社会福祉概論」「児童福祉論」「障害者福祉論」「老人福祉論」「社会保障論」「地域福祉論」「公的扶助論」「社会福祉援助技術論Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅱ」「福祉行財政と福祉計画」「福祉サービスの組織と経営」「社会調査の基礎」「保健医療サービス」「介護概論」の内から6科目以上を修得済みであること。

また、「相談援助実習指導Ⅰ」及び「相談援助実習指導Ⅱ」を実習実施学年に受講すること。

(c) 社会福祉専門職に就く意志が強固であること。

(d) 健康かつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げる恐れがないこと。

<注意>

2009年度以降入学生は、新たにテキスト履修科目として「相談援助演習Ⅰ」及び「相談援助実習指導Ⅰ」を実習受講資格に追加しました。

(8)「実習希望届」の提出について

実習実施予定前学年の指定期日（4月入学生は6月上旬、10月入学生は12月上旬）までに、「実習希望届」を提出する必要があります。詳しくは「親和通信」で連絡します。

(9) 相談援助実習の流れ

